

第5回 J-COF 課題別ワークショップ

カーボン・オフセットに係る透明性の確保並びに第三者認証及びラベリング

日 時: 平成20年度11月18日(火) 15:30~17:30
場 所: ベルサール三田
参加者: 明日香委員、大島委員、麴谷委員、鈴木委員、谷村委員、仲尾委員、新美座長、武川委員、山本委員
欠席者: 宇高委員、竹内委員、原委員

ー 議事次第 ー

第1セッション: カーボン・オフセットに対する第三者認証機関による認証基準について

- 事務局から資料(意見募集結果)の報告
- 討論および参加者からの質問・意見への回答

第2セッション: 第三者機関による認証を受けたことを示すラベリングのあり方について

- 事務局からの資料説明
- 討論および参加者からの質問・意見への回答

ー 議事 ー

- 環境省挨拶/環境省・高橋室長
- 事務局/長谷
配布資料確認
- 新美座長
議事進行説明

第1セッション: カーボン・オフセットに対する第三者認証機関による認証基準について

- 事務局/永村
資料1-①、資料1-②、および参考資料2について
(意見募集結果およびそれを踏まえての変更点)
- 環境省/吉崎
参考資料1
- 気候変動対策認証センター(以下認証センター)/佐々木
参考資料3
- 新美座長
それでは、これまでの説明について、意見等をお願いしたい。

- 仲尾委員

資料 1-②、3/6 ページ 20 番の指摘事項への対応として、オフセットの定量・定率の閾値を今回設けないということだが、最低限購入者に対する情報開示として排出量に対して何パーセントをオフセットするといったオフセット量の情報開示は必要である。開示する方向で検討を進めていたと思うが。

- 事務局／永村

情報提供については、カーボン・オフセットの取組に係る信頼性構築のための情報提供ガイドライン (Ver. 1.0) 上の規程による。当該ガイドラインの 24 ページ (2) オフセットする対象範囲/算定量/算定方法を明記するにおいて、カーボン・オフセット型の商品・サービスの販売に当たっては、「オフセットする対象範囲・算定量・算定方法を明記すべきであり、以下に示す事項を適切に情報提供することが求められる。」となっており、「オフセットの対象 (範囲) 等を明確にした上でオフセットする量 (グラムやトンなどの数値)」を示すことが要求されているが、必ずしもパーセント表示にせよとは明記されていない。

(事務局注：情報提供ガイドライン (Ver.1.0) の 25 ページでは、「対象活動の排出量のうちのどれだけの割合を埋め合わせるかは実施者の任意であるが、その割合 (全部又は一部) については、誤解のないよう明確に記載する必要がある。」としています)

- 新美座長

認証基準では設けないが、対象範囲とオフセット量の表示は情報提供ガイドラインにおいて押さえているということ。

- 事務局／永村

認証基準上は、情報提供ガイドラインに沿った情報提供を要求しており、その中で読まれていることになる。

- 明日香委員

今の質問に関連してだが、オフセットのバウンダリの情報は提供するのか。

- 事務局／永村

バウンダリの情報提供を前提として、排出量を何グラムと算定した上で、何グラムをオフセットしたとする。

- 事務局／永村

資料 1-①について追加で補足説明をしたい。

前回のワークショップにおいても、バウンダリの考え方とオフセット量の考え方についてはっきりはっきりさせてほしいとのお話があったが、9 ページ (1) 排出量の認識 2 行目「オフセットの対象とする自ら設定した活動の範囲 (バウンダリ) についての排出量となっているか」とあるように、バウンダリは自ら設定することを明確にしたい。また、認証基準①算定範囲において、「算定範囲 (バウンダリ) について、対象

活動に関わりがある範囲の全部または一部の排出をオフセットの対象と設定しており、その設定された範囲（バウンダリ）の全ての主要な排出源を特定し、算定対象として抽出していること」となっているように、一端この範囲でやると決めたら、その中の主要な排出源についての算定を要求している。その上で、③オフセット量の設定として「①、②に基づき算定した排出量の全部又は一部としてオフセット量を設定する」。これまでの基準（案）では、算定の範囲を設定した上での算定排出量とオフセット量とが一緒に書かれていたが、2つの基準等を明確に記載させていただいた。

- 新美座長

それでは、いまの補足説明も含めてご質問をどうぞ。

- 山本委員

資料 1-① 5 ページ目について各分類における想定事例が書かれているが I-1 商品使用・サービス利用オフセットにおいて、製造利用者が申請、流通事業者が申請と代表的な場合に分けて書かれている。例えば製造業者が申請した場合も、製造と共に流通段階を含む場合もあると思うが、その場合も想定されているという理解でよろしいか。一つの製品に対して、製造段階と流通段階と両方を含むオフセットも考えられると思う。

- 事務局／永村

この事例は部分的なオフセット例ばかり入ってしまっているが、製造段階と流通段階の両方をオフセットする場合もあると思う。その場合、製造業者が申請する場合と、流通業者が申請する場合とが考えられる。

- 山本委員

資料 1-① 7 ページ表 1 と 2 で事前認証と事後認証と二つ書いてあるが、判断として事前認証・事後認証どちらでもいいということか。基本的にオフセットした商品を流通させるのであれば、事前が望ましいなどといった基準があると思う。申請者が事前認証・事後認証を好きに選べるということか。

- 事務局／永村

どちらも選べることを考えているが、実際に商品やサービスを提供する場合、この商品は事前にオフセットされたものだといいたい場合が多いであろうから、事前認証が多くなると思う。しかし、商品・サービス以外のオフセットの場合、例えば最終的に年間削減努力をした結果としてのオフセットで十分だという場合には事後認証に該当する。それぞれどのようなニーズがあるかによって使い分けてくださいということである。

- 山本委員

あんしんプロバイダーについて質問。参考資料 3、4 ページに記載されているクレジット種別と資料 1-①16 ページのクレジットの種類は整合性を取ってほしい。また、クレジットの名前も書いていただきたい。また、どのようなプロジェクトから得られた

クレジットであるかという情報も得られるという理解でよろしいか。

- 認証センター／佐々木

参考資料3の2ページ①に、「指針及び「カーボン・オフセットに用いられる VER の認証基準に関する検討会」の検討結果を踏まえて確認を行う」とあり、つまりオフセットに用いられる VER は VER 検討会により変わってくる。したがって、事実上、信頼性の高いクレジットについては、資料1-①16ページのクレジットと同じことを意味している。

また、クレジットがどのようなクレジットであるかは、情報提供ガイドラインの中に沿った確認となり、あんしんプロバイダー制度内でクレジットについて確認する事項としては、重点確認事項②必要な情報を公開しているかについての記載事項について確認することとなる。

- 武川委員

あんしんプロバイダー制度について2点質問がある。

基本方針の確認と重点確認事項の切り分けにおいて「必要な情報を公開しているか」では、現在、方針の確認のみであるが、きちんとした契約があるかどうかなど、契約内容について見ていただく必要があると思う。

個人的に、日本のオフセット・プロバイダーにおける最大の問題は、どこもきちんとした契約を持っていないことであると思う。お金は払うが実際に何をしてくれるかが良くわからない。消費者が申し込むオフセット・プロバイダーについては非常に大きな問題である。何かをやるかが契約上はつきりとしなければ、実際にきちんとやっても安心ができない。方針ということで結構であるので、契約上、業務フローについても確認をしてほしい。

- 認証センター／佐々木

確認フローの中での確認項目と考えている。

- 武川委員

社内手続ではないので、明確化すべき。

- 認証センター／佐々木

検討する。

- 新美座長

消費者を相手にした場合は、契約については明確化しておくことが極めて重要であると思う。その点を踏まえて検討してほしい。

あんしんプロバイダー制度の商標登録は考えているか。

- 認証センター／佐々木

状況を見て判断することになる。

- 新美座長

商標ビジネスでもって、使用できなくなることもあるので、方針が決まったら早く

取った方がよい。

- 新美座長

その他、フロアからのご質問・ご意見どうぞ。

- 事務局／長谷

今回の課題別ワークショップの対象ではないが JVETS についての質問というタイトルのものを紹介させていただく。(質問内容は JVETS のクレジットではないが) 国内統合市場においては国内クレジットおよび京都クレジットが使えるとなっていたが、J-VER も国内統合市場において使えるか、という質問であるが、事務局からは国内統合市場において、使用できるクレジットの中に J-VER は入っていないため、使えないという回答になる。

- 高橋室長

JVETS のうち国内統合市場で流通できるクレジットについて、JVETS は 2005 年から実施されており、第 3 期(目標年度 2008 年度)および第 4 期(同 2009 年度)については、今回の試行の一部として組み入れる。したがって、そこから発生するクレジットは流通できる。

一部から JVETS では、補助金が出ているにも関わらずクレジットを流通させるのはおかしいとの意見があるが、JVETS では、補助金で整備した設備による排出削減予測量について排出枠から差し引かれており、補助金で整備した効果以上に削減されて初めてクレジットが発生するため、懸念には当たらない。

- 事務局／長谷

産業関連表と連携した算出は行わないのかというご質問は、オフセットにおける議論と離れるため、ここでは割愛させていただく。

- 新美座長

フロアより質問がありましたらその場で挙手をどうぞ。

- 会場

認証申請について、オフセット・プロバイダーから申請を行うことはできないのか。メーカーなどと委託契約を結んだ場合は、プロバイダーからの申請を受け付けることができないか。

- 事務局／永村

基本的にはプロバイダーからの申請受け付けは想定していない。あくまでも事業者が申請するものと考えている。理由の 1 つとしては、削減努力をする主体を考えた場合、排出量を認識したり削減したりするのはプロバイダーが削減するのでなく、商品・サービスや自己活動に対してである。また、削減努力の実施も排出している主体自らで行うため、カーボン・オフセットは、第三者認証ラベルを付けることだけが目的ではなく、排出削減を行うことが重要であり、実施主体はプロバイダーではなく事業者である。

- 事務局／長谷

この件については、先ほど武川委員からのご指摘にもあったプロバイダーとの契約事項として申請代行を行い得ることも考えられ、事務局での一つとして検討させていただく。

- 新美座長

法的には、申請主体とその事務取扱について分けて考えるべき。カーボン・オフセットを行うのは事業者である。事業者の申請についてプロバイダーが委託を受けて手伝えることはあるかもしれないが、代理人を使って申請するようなものである。プロバイダー自身がオフセットするわけではないので、切り分ける必要がある。その他ご質問・ご意見あればどうぞ。

- 麴谷委員

参考資料3、7ページ「平成20年度あんしんプロバイダー制度 申請書(案)」にプロバイダー名称使用規程を遵守となっているが、具体的にこの規程の案は出ているのか。

- 認証センター／佐々木

本日の意見を踏まえて検討したい。具体的には、4ページにある内容を条文化して規程とすることを考えている。

- 鈴木委員

認証の取り消しについて。商品が市場に出回った後で、認証が取り消された場合、その商品の扱いはどのようになるのか。

- 事務局／永村

現段階では、認証の取り消しについて明確化していない。回収などを命令することができるかという問題もある。まずは、認証取り消しについて、事実を公表することになるかと思われる。

- 新美座長

民事のルール、あるいは商道德として、認証を取り消されたまま商品販売した場合、虚偽の表示となるため、自ずと回収せざるを得ない。この制度内で特に考える必要はないと思う。

- 山本委員

資料1-①21ページに(削減努力として)実施すべき項目が示されているが、これらの項目における取組の主体は誰であるか。誰が責任を持って実施するか。

削減努力は実際に排出している人で行うが、クレジットの調達や排出量の埋め合わせの無効化など、手続き論になると、実際に排出量を出した人でない人が行う可能性が高い。主体が排出量を認識して行う部分と、手続きとしてオフセットする所とでは一連の流れではあるが、やはり違う。実施主体として異なる場合もあると思う。

認証を受ける場合にだれが責任を持つのかなどについて、今後決めていかなければ

ならない。

● 武川委員

オフセット・クレジットの調達および実際にオフセットをする行為については、申請したことに伴う責任である。

第一義的には、申請者に責任があると思う。実際に動くのがプロバイダーであったとしても、どのようなプロバイダーを選び、プロバイダーがきちんと働くかどうかを含めて申請者の責任である。情報提供ガイドラインの中でのオフセット・プロバイダーの位置づけとして、原則として情報提供など様々な行動の実施は実際にオフセットをする人が責任を持って実施するが、その過程の一部を人に任せることもでき、その任せる相手としてプロバイダーが想定されている。そのため、申し上げたような扱いとなる。

本来オフセットについては申請者が全ての責任を負うのであるが、あんしんプロバイダーを使っていれば、プロバイダーによる部分については安心できるという位置づけであると理解している。

● 山本委員

おっしゃる通り。全ての責任を負うのも申請者であり、変なプロバイダーを選んだことによる損害も申請者の責任である。この趣旨をどこかに書くなど明確化してほしい。

● 新美座長

意見を踏まえ、修正をお願いしたい。

● 仲尾委員

あんしんプロバイダー制度について、参考資料3、3ページ④において3か月に一度の書類確認等となっているが、どのような書類を3か月に一度提出しなければならないのか。また、募集に必要な事柄や、費用について教えていただきたい。

● 認証センター／佐々木

3か月に一度の書類に確認は、手続文書における手続きの一つとなっている。クレジット等について何がどこまで使われているかなどを確認することとしている。

費用については約50万円を考えている。平成20年度暫定措置として割引をするなど検討を進めている。

● 麴谷委員

資料1-①8ページ認証基準の見直しについて確認したい。基準は随時見直すところがあるが、既存の認証対象への反映など詳細にルールを設定する必要があると考える。

● 事務局／永村

今の基準で認証されたものに対しては、認証された期間内は基準が改定されても認証時の基準により第三者認証ラベルを付けて販売することが可能である。

継続的に販売されているような商品・サービスなどについては、販売計画をベース

に最長1年の範囲で認証することとなっており、1年間は認証時の基準を使用できる。次の認証のタイミングで基準が改正されている場合は、新しい認証基準で取り直すことが求められる。参考資料2、3ページ※8に記載している。

- 麴谷委員
流通在庫については、あえて制約せず、更新時のみが対象となるということか。
- 事務局／永村
認証の上、既に製造されているものについては、市場に出回るのが遅くなっても認証時点でオフセットされているとみなされるため、新基準に対応して回収しなければならぬとはしない。
- 新美座長
カーボン・オフセットの取組に対する第三者認証機関による認証基準については、今日いただいた意見に基づき、再度事務局で検討を行い ver.1 として公表する。修正については、座長にご一任させていただきたい。

第2セッション: 第三者機関による認証を受けたことを示すラベリングのあり方について

- 新美座長
事務局より説明をお願いしたい。
- 事務局／竹田
資料2について説明。
- 新美座長
ご意見・ご質問どうぞ。
- 大島委員
第三者認証ラベルにほしい要件として、認定のやり方にもよるが、認定番号などによる照会など Web 等で情報開示を実施できるとよい。
一方、デメリットとしては認証マークに付与する番号を刷り直す必要が出るため、そこはクリアにしなければならないが、信頼性の担保という意味で考える余地がある。
- 新美座長
より詳細な情報にアクセスできるような手段を用意してほしいということである。うまい仕組みができると良い。
- 仲尾委員
グリーン電力証書については、VER 検討会でもまだ取り扱いが決まっていないということは、オフセットにおいては、グリーン電力証書を用いたオフセットは認定されないということか。
- 環境省／吉崎
グリーン電力証書は kWh で取引されるが、一方、カーボン・オフセットでは温室効果ガス排出量のオフセットとなる。グリーン電力量を何らかの形で CO₂ に換算したも

のでオフセットされれば良いと思うが、CO₂への換算については、VER 検討会等の場で議論されているところであり、現在のところ、確立した手法はないため、対象とならない。

- 山本委員
第三者認証ラベルの有効期限は必要であると思う。
- 事務局／竹田
有効期限は必要であるとの認識でいる。検討させていただきたい。
- 山本委員
第三者認証ラベルの中に有効期限の記載が必要である。
- 新美座長
第三者認証ラベルの中に有効期間を記載するのはスペースのデザイン上、技術上可能かどうか検討。Web 上での公開や、第三者認証ラベルの色を変える、年度を入れるなど重要なご指摘であるので、検討をお願いしたい。
- 麴谷委員
第三者認証ラベルを付与する機関はどこか。
- 環境省／吉崎
認証業務・第三者認証ラベルの発行は一体的な業務であると考えている。当面は、モデル認証機関である認証センターが実施する。
- 谷村委員
認証機関が今後もし増えていく場合、ラベルは同じものを使用するのか、機関毎にラベルが増えていくのか。
- 事務局／竹田
基本的には同じものを使用する。
- 新美座長
フロアからのご質問どうぞ。
- 事務局／長谷
新見座長および武川委員へのご質問。この制度は、規制でないで理解している。カーボン・オフセットする消費者や事業者が安心してオフセットできるためのインフラを整えることが制度の目的ではないか。であれば、カーボン・オフセットを商標登録することは、排他的になり趣旨から外れるのではないか。また、ボランティア市場という時代は終わると思うのでサンセットクローズを設けてはどうかというご質問である。
事務局からの回答としては、カーボン・オフセット制度は規制でないことはご指摘の通りである。商標登録により排他的になることは避けるべきであり、そのような考えのもと制度構築を行っている。また、各種ガイドラインなどについては見直しをしていくことになっており、時代に沿ったものにしていきたいと考えている。

新美座長、武川委員コメントをお願いしたい。

● 新美座長

これは自主的な取り組みであることは間違いないが、権利を守ることと規制をすることは異なる。認証センターが「あんしんプロバイダー」を作り、制度を運営していく際に、他人により商標登録され、この言葉が使えなくなるような事態を避ける目的、権利保護のための手続きを取ることは当然のことと理解している。

● 武川委員

同感である。なお、「あんしんプロバイダー」については保護する必要があるが、「カーボン・オフセット」を商標化することについて事務局は考えていないと思う。

● 新美座長

カーボン・オフセットは一般的に使われているので、商標登録できないと思う。

● 事務局／長谷

第三者認証ラベルについて、認証の開始はいつからかのご質問であるが、認証センターからの正式発表をお待ちいただきたい。

認証基準について、リース会社が申請する場合、プロバイダーが申請する場合と同じ扱いになるのか、また事業者が申請するとは顧客が申請するのか、リース会社が申請するのか、というご質問であるが、先ほどの議論もあり、確たる回答はできないが、基本的にオフセットをする主体が申請することとなる。今後、具体的事例に基づいて検討していくこととなる。

第三者認証ラベルについて、カーボン・フットプリントとカーボン・オフセットの両方の要件を満たした場合はラベルの併用できるかというご質問である。

● 事務局／竹田

併用可能である。フットプリントの算定方法は、オフセットガイドラインでのレベル2またはレベル3に当たる算定方法であり、算定根拠が明示され、オフセットの認証手続きを踏んでいれば併用可能である。

● 新美座長

先ほどの、リース会社については、誰がオフセットするかにより申請者は決まる。問題は、リース社自体がオフセットしない場合も代理人として認証ラベルの申請手続きができるということ。おそらく顧客のオフセットをお手伝いすることが多いのかと思うが、ビジネスの在り方によっても異なるが、認証申請主体が異なるということになるのではないか。

● 山本委員

先ほどの商標登録の議論に戻るが「カーボン・オフセット」という言葉は一般的に使って良いが、信頼性のあるものに認証マークを付与するという理解でよろしいか。

● 新美座長

そのつもりである。いろいろあるカーボン・オフセットの中でもお墨付きですと

いうこと。

環境省より何かコメントとうあればどうぞ。

● 環境省／吉崎

先ほどのリース会社については、商品の提供を受けた側でしか申請できないわけではない。代行という形か本申請者という形かについては整理させていただきたいが、リース会社からの申請を排除するものではない。

● 新美座長

フロアからの質問どうぞ。

● 事務局／長谷

ラベル発行機関がラベルの使用をどのようにモニタリングするのか。悪意ある使用をどのように防止するのかというご質問であるが、これについては来年度モデル事業を通して管理方法について検討していきたい。

有効期間の表示も重要であるが、認証基準のバージョンを記入することも重要ではないかとのご意見については、重要なご意見として検討させていただく。

● 山本委員

先ほど環境省から発言があったが、申請については、申請者が実際に削減を行わなくても申請できるということだが、オフセットについては、あくまでも削減を実施する主体が責任を持ってやらなければならないという理解でよいか。

● 環境省／高橋室長

リースの場合、実際に排出削減するのは実際にリース商品の使用者であるが、個々の使用者がそれぞれ申請することは考えにくく、リース会社がサービス提供者として認証を受ける方が自然である。

しかしその場合、リースサービスにより削減効果があることを認証段階で確認する必要がある。

このように、申請者が実際の削減主体と異なる場合もあるという認識である。この場合、オフセットの主体が申請しなければならないことには必ずしも当てはまらない。

● 新美座長

リース会社がまとめて削減するのを、小売りしていくと考えていくことになる。リース会社が削減については責任を持って実施するが、商品として売っていく。

問題は、誰の所で削減を表示できるか。基本的には、顧客の所で削減となる。顧客はオフセットしたものを購入しているので、削減したといえるかどうか議論が必要。ビジネスモデルにもよるので、要検討とし議論を深めたい。

● 武川委員

申請者は、他人の削減であっても一義的には削減に対する責任ある立場にならざるを得ない。したがって、原則は削減を行う人が申請を行う。しかし、リースの場合に特殊であるのは、所有権はリース会社にあり商品に対して一対一でオフセットする場

合が多い。であれば、丸抱えでオフセット商品として売ることにも可能であるが、一方、標榜についての問題がある。リース会社はオフセット商品であると標榜できる。顧客はオフセットしているというよりは、オフセット商品を使っているということはいえるかもしれない。どちらにせよ、どこかで線引きをしなければならない。また、オフセット・プロバイダーについての議論とも関連するので、整理する必要がある。

- 新美座長

プロバイダーとリース会社では扱いが異なることは認識しているが、どのように表現するかを考えなければならない。リース会社はカーボン・オフセットの主要なプレイヤーとなるであろうし、議論が必要である。

- 事務局／長谷

第三者認証の申請についての質問。物流によってCO₂の排出が異なる場合に、同じ商品でもエリア別の申請を行う必要がありますか、といったご質問であるが、具体的な内容であるので、この場で詳細な回答をするのは控えさせていただきたいが、基本的にバウンダリが異なる場合は別々に申請をお願いすることになると考えている。

- 山本委員

申請者が責任を持って削減をするという趣旨は変えたくない。そうするとリース会社が申請するのは、リース商品の方が削減に寄与できると考えるからであろうから、主体が責任を持って削減するという趣旨は変えない方が良い。

- 新美座長

リース会社については大きな宿題をいただいたということで今後議論したい。

- 事務局／長谷

フロアより、商品に第三者認証ラベルを乗せる場合、商品がロスとなって市場に出回らなかった場合にロス分のクレジットの認証は、次回の商品に再利用できるかという質問。

- 事務局／永村

Tシャツ在庫を市場に出回らせずに余ったということであれば、再利用できると思うが、確認の手段に難点がある。

- 武川委員

バウンダリ次第である。Tシャツ1枚当たり1トン排出量付きTシャツといった、自己活動オフセット支援型商品であれば再利用は可能であるかと思うが、Tシャツの製造に伴った排出量がバウンダリであれば、製造はしてしまっている所以在庫として残ったとしても、認証分のクレジットは使用済みとなるので再利用はできない。

- 新美座長

詳細について詰める必要はあるかも知れないが、基本的には武川委員の発言のような判断となるであろう。

- 事務局／長谷

ガイドラインに指定されている事項について表示しない場合、景品表示法に問われることはないのかというご質問。

- 事務局／竹田
情報提供ガイドラインの検討の際に議論したが、ケースバイケースである。
- 事務局／長谷
リース会社のオフセットは自己活動オフセット支援型として、顧客（使用者）の削減とするのが当然ではないかというご意見。リースについては今後の検討課題としたい。
- 新美座長
今回の修正については、座長一任とさせていただきたい。
- 環境省／吉崎
参考資料4-①、②の記者発表資料の紹介。
- 事務局／長谷
参考資料5の説明。

以上